

島根県報

第一、四五〇号

平成十五年三月七日

(金曜日)

教委告示
博物館に相当する施設の指定

公布された条例等のあらまし

◇保安林内証印使用規則を廃止する規則（規則第一〇号）

一 規則の概要

保安林内証印使用規則は、廃止することとした。

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県知事 澄田信義

保安林内証印使用規則を廃止する規則
平成十五年三月七日

島根県規則第十号

保安林内証印使用規則を廃止する規則

保安林内証印使用規則（昭和三十一年島根県規則第三十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦

覧

開発行為に関する工事の完了

(都 市 計 画 課) (県 民 課) 八 八

(農 村 整 備 課) (農 村 整 備 課) 六 六

(森 林 整 備 課) (森 林 整 備 課) 四 四

(勞 動 政 策 課) (勞 動 政 策 課) 六 六

(地 方 課) (地 方 課) 二 二

(高 齡 者 福 祉 課) (高 齡 者 福 祉 課) 四 四

(農 業 振 興 課) (農 業 振 興 課) 四 四

(山 間 地 域 活 性 化 資 金 利 子 補 給 金 交 付 要 約) (山 間 地 域 活 性 化 資 金 利 子 補 給 金 交 付 要 約) 一 一

(山 間 地 域 活 性 化 資 金 利 子 補 給 金 交 付 要 約) (山 間 地 域 活 性 化 資 金 利 子 補 給 金 交 付 要 約) 一 一

(農 業 近 代 化 資 金 の 利 子 補 給 率 の 一 部 改 正) (農 業 近 代 化 資 金 の 利 子 補 給 率 の 一 部 改 正) 一 一

(農 業 近 代 化 資 金 の 利 子 補 給 率 の 一 部 改 正) (農 業 近 代 化 資 金 の 利 子 補 給 率 の 一 部 改 正) 一 一

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一
部改正

農業近代化資金の利子補給率の一部改正

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一
部改正

農業改良区の役員の就任

土地改良法の規定に基づく工事完了の届出

換地処分（五件）

保全林予定森林

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就
業・生活支援センターの指定

る旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第一百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
八束郡美保関町大字笠浦八九六一九番地先から同町同大字一三二一番地先に至る公有水面埋立地	八二九・九五平方メートル	美保関町大字笠浦

(ただし、右地番は、平成十四年九月二十日現在のものである。)

島根県告示第二百九十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十八条第一項の規定により、出雲市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十四条第四項の規定による木村地区基盤整備促進事業の換地処分の告示のあつた日の翌日から生ずる。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

一 出雲市所原町字楨ヶ谷に編入する区域

地番

所原町	町	字
所原町	上河原	一一〇五の一の一部、一二〇五の二の一部、一二〇六の一部、一二〇七の一部、一二〇八の一部

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)

二 出雲市所原町字中道上に編入する区域

所原町	町	字	地番
所原町	上河原	一一九〇の二の一部、一一九八の二、一一九九の二、一一〇八の二	（ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。）

及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

三 出雲市所原町字竹ノ元に編入する区域

所原町	町	字	地番
所原町	木タヅノ	一一九〇の二の一部、一一九一の一部、一一九二の一部、一一九三の一部	（ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。）

及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部

四 出雲市所原町字山根に編入する区域

所原町	町	字	地番
所原町	竹ノ元	一一七三の一部、一一七四の一部、一一八一の一部	（ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。）

及びこれらの区域に介在する道路・水路である国有地の全部

五 出雲市所原町字中道に編入する区域

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)

所原町	上河原	一九〇の二の一部	地番
	山根	一一四九の二、一二五一の一部、一二五二の一部、一二五三の一 部、一二五四の一部、一二五五の一部	字番
及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部並びに字中道上一 二三三、一四〇六の三、一四〇七の一に隣接する道路である国有地の全部、字中道 上一一三三の地先の道路・水路である国有地の全部	竹ノ元	一一八一の一部、一一八一の二、一一八九の二	

（ただし、右地番は、平成十四年十月一日
出雲市所原町字タヅノ木に編入する区域

(ただし、右地番は、平成十四年十月一日現在のものである。)（

及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部並びに字中道上一二三三、一四〇六の三、一四〇七の一に隣接する道路である国有地の全部、字中道上一一三三の地先の道路・水路である国有地の全部

三三三、一四〇六の三、一四〇七の一に隣接する道路である国有地の全部、字中道

THE JOURNAL OF CLIMATE

一一四九の二、一二五一の一部、一二五一の一部、一二五三の一部、一二五四の一部、一二五五の一部

山根
一部、一二四九の二、一二五一の一部、一二五二の一部、一二五三の一
部、一二五四の一部、一二五五の一部

山根
一二四九の二、一二五一の一部、一二五一の一部、一二五三の一

地番

出雲市野尻町字野尻西に編入する区域

島根県知事 澄田信義

番	地	字	町
			野尻町
		蛇喰	六一九の三
及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部	山後田南	中原垣 内 部	一一八一の四、一一八一の七、一一八一の八、一一八一の九の一 二二八三の二の一部
	大年社	山	

(たゞし、右地番は、平成十四年九月十日現在のものである。)

島根県告示第百九十三号
地方自治法（昭和二十二年法律第六六十七号）第二百六十条第一項の規定により、鹿島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第一項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第五十四条第四項の規定による鹿島町土地改良事業七田地区の換地処分の告示の

あつた日の翌日から生ずる。

島根県知事 澄田信義

一八束郡鹿島町大字上講武字七田堤ノ下に編入する区域

長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更の効力は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による西光坊地区（第一工区）非補助土地改良事業の換地処分の告示のあつた日の翌日から生ずる。

平成十五年三月七日

上講武 七	大字 字	地 番
二八三の一の一部	二〇八三の一の一部	(ただし、右地番は、平成十四年十一月十八日現在のものである。)

二八束郡鹿島町大字上講武字七田に編入する区域

大字	字	地	番
上講武 七田堤ノ下	七田堤ノ下	二〇六四の一の一部、二〇六四の二一	
七田家ノ下	七田家ノ下	二〇七〇の一から二〇七〇の四	

(ただし、右地番は、平成十四年十一月十八日現在のものである。)

島根県告示第百九十五号	
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱(平成三年島根県告示第四百四十七号)の一部を次のように改正する。	
平成十五年三月七日	
別表中備考以外の部分を次のように改める。	

島根県知事 澄田信義

島根県告示第百九十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

別表(第一条関係)

		中山間地域活性化資金の種類		融資機関が措置要綱第三の二のア、ウ及びオに掲げる者である場合		融資機関が措置要綱第三の二のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合	
				貸付期間が十一年以内の場合	貸付期間が十一年を超える十三年以内の場合	貸付期間が十三年以内の場合	貸付期間が十一年を超える十五年以内の場合
				年一・三五パー	年一・二三五パー	年一・一五パー	年〇・五五パー
		大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付金のうち二億七千円以下の部分	セント	セント	セント	セント
一 措置要綱第一の二の(一)の加工流通施設整備資金		大企業に貸し付ける場合		年一・八五パー	年一・一パーセント	年〇・七五パー	年〇・六五パー
二 措置要綱第二の二の(二)の保健機能増進施設整備資金		大企業以外の者に貸し付ける場合		セント	セント	セント	セント
三 措置要綱第二の二の(三)の生活環境施設整備資金		農業協同組合等に貸し付ける場合		年一・一五パーセント	年一・一五パーセント	年〇・四五パーセント	年〇・四五パーセント

附 則

1 この告示は、平成十五年三月七日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年二月二十日から適用する。

2 平成十五年二月二十日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成二年六月七日付け二農経A第六百三十五号農林水産事務次官依

命通知）第四の(三)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県報

農業近代化資金の利子補給率（平成十一年島根県告示第九百十三号）の一部を次のように改正し、平成十五年二月二十日から適用する。

平成十五年二月二十日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金について、なお従前の例による。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義
表中「年〇・四パーセント」を「年〇・四五パーセント」に改める。

島根県告示第二百九十七号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

別表貸付条件の欄中「年一・二パーセント」を「年一・一パーセント」に改める。

附 則

1 この告示は、平成十五年三月七日から施行する。

2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十五年二月二十日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十一日付けで県営土地改良事業に係る飯石北地区井原谷工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

大田市三瓶土地改良区
理事
原田進 大田市三瓶町池田一九九五
小谷正美 大田市三瓶町池田一五五
大谷義富 大田市三瓶町池田二〇二一
前坂定美 大田市三瓶町池田二三三九
柳浦好則 大田市三瓶町池田一九九
松尾操 大田市三瓶町池田三三二一
市俊治 大田市三瓶町池田三七二一一
湯浅英行 大田市三瓶町池田二二九一五
宮脇久喜 大田市三瓶町池田七〇九一
監事
藤原真章 大田市三瓶町池田二二〇〇一四
小原実 大田市三瓶町池田三五六一四
二 就任年月日
平成十四年十一月十三日

一 就任した役員の氏名及び住所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十五日付けで県営土地改良事業に係るやまゆりの郷地区第五工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十五日付けで県営土地改良事業に係るやまゆりの郷地区第六工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

島根県 報

島根県告示第二百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十五日付けで県営土地改良事業に係るやまゆりの郷地区第十五工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成十五年二月二十六日付けで県営土地改良事業に係る鹿足（柿木）地区黒淵工区の換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

島根県知事 澄田信義

島根県告示第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
簸川郡湖陵町土地改良区	大山地区農道事業（基盤整備促進事業）	平成十五年一月二十四日

島根県告示第二百五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月七日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

美濃郡美都町大字山本イ六一四、イ六一六、イ六一七の一、イ六一七続一、イ六三七の六、イ六三七の七、イ一六六二、イ一九一九、イ一九一九の一、イ一九一九の二、匹見町大字紙祖イ一四九三、イ一七〇八、イ一七一〇の一からイ一七一〇の三まで、イ一七一三、イ一七一三の一、イ一七一四、イ一七一四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

面積 四、六三九・三四平方メートル
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 浜田市西村町九四四番地

有限会社和幸コンサルタント 代表取締役 辻野春雄

教育委員会告示

島根県教育委員会告示第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する、博物館に相当する施設として平成十五年三月七日次のとおり指定した。

平成十五年三月七日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

施設名	所在地	設置者
島根県立三瓶自然館	大田市三瓶町多根一一二二番八	島根県

平成15年3月7日

島根県報

第1,450号 (10)

平成十五年三月七日発行

毎週火・金曜日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)